

法務省権調第71号
令和4年10月6日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）

本年9月30日に開催された標記会議において、相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めること及び相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことが改めて確認され、さらに、別添1のとおり、今後の取組として、こどもの心理的・福祉的支援の観点から、「こどもの人権擁護活動の強化」が盛り込まれました。

ついては、各法務局・地方法務局においては、下記のとおり、宗教との関わりに起因する被害の救済を求める者に対して的確な対応をするとともに、自らは声を上げにくいこどもの心理的・福祉的支援の観点から、こどもの人権擁護を図るよう、関係機関との連携及び情報共有を密に行い、適切に対応するよう配意願います。

記

1 人権相談の対応

相談内容が宗教に関係するものであっても、人権相談対応指針【総論】（第1版）（本年3月10日付け法務省権調第19号当局調査救済課長依命通知）に基づき、相談の趣旨を的確に把握して、当該事案の解決にとって最もふさわしい措置を採る。

また、相談対応に当たっては、本年9月30日付け標記会議における資料「お悩みの解決のヒントとなるQ&A」（別添2）を活用する。

2 こどもの権利等に関する人権啓発活動の強化

人権教室等の人権啓発活動を推進し、その機会を積極的に活用して、こどもに対し、児童の権利に関する条約の一般原則（生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重及び差別の禁止。前掲「お

悩みの解決のヒントとなるQ&A」のQ8参照。)の周知・啓発を図るとともに、宗教との関わりに起因した潜在的な悩みについて、法務省の人権擁護機関に相談できることや学校等を通じてスクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)に相談できることを伝える。

3 こどもを心理的・福祉的支援につなげるための人権相談・調査救済活動の強化

「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS(LINE)による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、以下のとおり、その主訴に応じた適切な助言や学校、児童相談所、地方自治体の児童福祉部局、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を含む実効的な相談対応等を積極的に実施する。

- (1) こどもの心のケアを図る必要があると考えられる事案については、市区町村の教育委員会を通じて、学校の教職員とSC・SSWとが連携して、問題の把握やカウンセリング等を実施する等の組織的な支援体制やSC・SSWを活用した教育相談体制の構築に向けた働きかけを行う。
- (2) 児童虐待が疑われる事案については、平成31年3月27日付け法務省権調第27号当職ら通知等に基づき、児童相談所等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、当該こどもが属する世帯全体の生活困窮状態を把握したときは、地方自治体の児童福祉部局とも連携した上で、生活困窮者自立相談支援機関などを、うつなどの症状を把握したときは、精神保健福祉センターを通じて精神科医療機関を紹介するなどして、当該こどもが必要な支援を受けられるようにする。